

第276回（第21期第10回）

島根県内水面漁場管理委員会

日 時：令和6年2月26日（月）14時00分～15時20分

場 所：労働会館

出席委員の氏名：高原 輝彦（1番）、林 能伸（2番）、藤原 國利（3番）、高橋 泰子
（4番）、門脇 幹男（5番）、玉田 一（6番）、柳原 知朗（7番）、
嶺田 直樹（8番）、錦織 滋（9番）、二本木 俊二（10番）

欠席委員の氏名：なし

1 開 催

- ・事務局長が開会を宣言。
- ・委員10名（全員）出席により委員会が成立していることを報告。

2 挨拶

- ・門協会長挨拶（省略）
- ・染川農林水産部次長挨拶（省略）

3 議事

- （1）知事許可漁業の制限措置等を定めることについて（諮問）
- （2）島根県内水面漁場管理委員会指示について（協議）
水産動植物の採捕の禁止（ゴミの繁殖保護）
- （3）遊漁規則の変更について（報告）
- （4）令和5年度増殖実績及び令和6年度増殖計画について（報告）
- （5）令和5年度全国内水面漁場管理委員会西日本ブロック協議会の概要について
（報告）

4 議事の顛末

門協会長 それでは、議事に入ります。規定により、議事録署名者に、4番高橋委員、6番玉田委員を指名します。

門協会長 議題1、知事許可漁業の制限措置等を定めることについて、事務局から説明をお願いします。

〔事務局説明〕

門協会長 事務局の説明に対して、質問等はありませんか。

ご意見、ご質問がないようですので、知事許可漁業の制限措置等を定めることについて、異議ない旨答申することとします。

議題2、島根県内水面漁場管理委員会指示について、事務局から説明をお願いします。

〔事務局説明〕

門協会長 事務局の説明に対して、質問等はありませんか。

高橋委員 指示の有効期間は令和6年3月1日から令和9年2月28日までとなっていますが、今回は指示の有効期間を3年間延ばすということですね。

事務局 そのとおりです。

高橋委員 通算でかなり長いこと指示しているのですか。

藤原委員 何十年です。

高橋委員 何十年というお答えがありました。ゴギの繁殖が保護されたことによる効果は、どのように把握されているのですか。

藤原委員 飯南町頓原の藤原です。昭和39年より飯南町役場に入っておりまして、直接担当したことはございませんが、いろんな形で飯南町の山の状況を見てきました。やはり木が大きくなったり、洪水が起きたりして地形が多少変わっているため、ゴギの生息数は昔よりか少なくなっていると感じます。ただ、ゴギは時々見ますし、飯南町役場の山の担当者も確認しておりますので、大丈夫かと思えます。

門協会長 今の高橋委員の質問は令和6年から3年間という期限があるが、その前も3年間だったのかということも含めてのご意見だったように思いますけれどもどうですか。

藤原委員 3年ごとに出ていますよ。

門協会長 そうなのですね。

藤原委員 はい。間違いなく。

西部水産 斐伊川水系の位出谷川のほうは恐らく昭和60年から委員会指示による禁漁を講じていたと思います。また、高津川水系の伊源谷川については恐らく昭和58年から委員会指示による禁漁を講じており、長期間委員会指示という形で、概ね3年更新で継続してい

ます。ここはもちろん禁漁区ですけれども、ゴギの産卵河川として非常に大切な区域ということで、委員会指示による保護を講じているということです。高橋委員ご指摘の委員会指示の効果をどのように把握なり検証しているのかという点については、禁漁区であるため、県の研究機関でも魚を捕ることはできるだけしないようにしているのですが、釣り人が禁漁区に立入らないよう、看板を設置したり地元の漁協職員がパトロールをしたりしています。また、県の研究機関による調査も何年前に行ったのかは把握していませんが、生息状況調査をしていたこともあります。以上のことから、委員会指示という形で、ゴギのための保護がある程度達成できているのではないかと考えています。

門協会長 よろしいですか。

高橋委員 理解しました。

門協会長 そのほかございませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）

それでは、事務局の説明した内容で委員会指示を行うよう知事に依頼します。

議題3、遊漁規則の変更について、事務局から説明をお願いします。

〔事務局説明〕

門協会長 事務局の説明に対して質問等はございませんか。

二本木委員 参考のために一つ。18ページ中ほどに周布川漁協の漁場利用日数が書いてありますが、何人ぐらいの漁業者が利用しているのですか。

事務局 直近5年の平均にはなりますが、約111人の漁業者が利用しています。

二本木委員 18ページの中ほどに書いている行使者数のところですか。

事務局 そうです。

西部水産 正組合員と准組合員の両方を足した数なのですが、漁場利用日数は一律に20日を掛けて算出しています。

二本木委員 分かりました。

門協会長 ほかにございませんか。

柳原委員 質問ではありませんが、19ページの遊漁料一覧表を今回新たにつけていただいて分かりやすく説明していただいたことに対しまして、前回一言注文をつけた者としてお礼を申し上げておきたい。ありがとうございました。

門協会長 ほかにございませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）

それでは、議題3については以上で終了とします。

議題4、令和5年度増殖実績及び令和6年度増殖計画について、事務局から説明をお願いします。

〔事務局説明〕

門協会長 事務局の説明に対して質問等はありませんか。

ご意見、ご質問がないようですので、議題4については以上で終了とします。

議題5、令和5年度全国内水面漁場管理委員会西日本ブロック協議会の概要について、事務局から説明をお願いします。

〔事務局説明〕

門協会長 事務局の説明に対して、質問等はありませんか。

高橋委員 各省庁には同じ提案書を出しているのですか。提案書の文章は口語体なので、連合会の会長等が直接各省庁に行き、口頭にて質問をぶつけているようなイメージなのですが、どのような流れで提案しているのですか。

事務局長 資料の25ページを見ていただくとその流れが分かるのですが、スケジュールの下から2つ目をご覧ください。提案年度の提案行動ということで各省庁へ提案書を書面で持って行き、その場で相手方から回答をいただくというような形になります。

高橋委員 提案をすることで少しずつ状況が改善してきているとは感じますが、省庁間で連携は取れているのですか。現在の状況に一番困っているのは漁協や漁業者だと思うのですが、それらの上に立つ者の連携がどのようになっているのか知りたいです。それから、この提案内容が少しずつしか改善されないのであれば、気候変動による問題の方が先に発生するのではないかと感じておりますので、頑張って省庁のほうに問題をぶつけて解決していただきたいなと思います。

事務局長 ありがとうございます。まず、1点目の省庁間の連携ですが、省庁ごとに担当業務があるため、縦割りのなところがどうしてもあるのかなとは思いますが、内水面の環境のことであったり、河川のことであったりと、省庁をまたがるようなところもありますので、そちらのほうは各省庁で連携を取っていただいていると思っております。

それと問題の解決が遅々として進まない中で、気候変動による問題のほうに先に発生してしまうのではないかとこのご懸念でございますが、やはりそういった部分はあって、提案項目も年々増えています。これらの問題は一足飛びに解決ということが難しいため、粘り

強く提案していくことが重要だと思っております。

門協会長 毎年度、似たり寄ったりな提案ではないかという印象を受ける方もいらっしゃると思いますが、提案行動というのは、やはり継続して各省庁へ提案していくことが内容の本気度を示す一つの方策だと感じております。

これは私見ですけれども、西日本ブロック協議会に出席した際、スイゼンジノリの養殖場を視察してまいりました。収穫の時期は限られており、養殖面積も小規模で川の中で養殖しておりましたが、年中川床の掃除なり管理なりをしていらっしゃる。こういうのが本当のブランド品かなという感想を受けて帰りました。

それと私が感じていることですが、35ページには、特に農薬、その中でも殺虫剤についての提案が記載されていますが、漁業者の中には農業をしている方もおり、農薬を使用している実態もありますので、漁業者と漁協とそれから県とが連携して国にもう少し強く要望してもいいのかなと思います。諸外国と比べても随分と殺虫剤の残留基準が違うなど感じることがあります。特に皆様の中でネオニコに関する研究論文が発表されて、えっ、大丈夫かと感じられた方もいらっしゃると思いますが、実は真実とは違うところがあります。そこら辺もしっかりとお互いに情報共有しながらこの提案行動を進めていけたらなと思っております。これは質問ではございません。私の要望も含めた意見だと思って受け止めてください。

そのほかございませんか。

二本木委員 先ほど話題に上がりましたが、この提案行動は本当に前に進まないなと感じております。全国内水面漁業振興大会でも同じような提案をされていますが、中々いい回答が返ってきていないというのが現状です。特にカワウの被害対策に関する補助事業や水産多面的事業は、国も毎年少しずつ補助金額を減らしています。人手不足で大変な状況の中に財政的な負担も出てくるため、非常に苦しいです。国が補助金額を下げた場合、県が少し上乘せ補助するなど頑張ってくださいとお願いすることができないのかと感じております。これは意見として言っておきます。

門協会長 頑張ってくださいという意見ですね。県のほうでもよろしくお願ひします。

事務局長 カワウに関して言うと30ページに少し記載があります。毎年補助金額が変わることに不満のある方もいらっしゃると思いますが、やはり効果的なところに対して手厚く支援をするというところで、国のほうもやっておられるのではないかと思います。また、国のほうで補助事業があるのであれば、まずは国の補助事業を活用して欲しいというのが

今の県のスタンスでございますので、いろいろ苦労はあると思いますけれども、うまく活用いただけたらと思います。

門協会長 そのほかございませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）

それでは、議題5については以上で終了とします。

事務局から何かありますか。

事務局長 特に用意はしておりません。

門協会長 委員の皆様、何かございませんか。

玉田委員 少し良いでしょうか。

門協会長 はい。

玉田委員 三隅川の関係ですけれども、先日、三隅川の上流に池を造ってニジマスの管理釣り堀を造りたいという相談がありました。ニジマスは外来魚ですし、放流もしておりませんので、漁協としてどのように対応したら良いか悩んでいるところです。委員の皆様あるいは県の皆様からご指導なりアドバイスをいただければ嬉しいなと思っているところでございます。

門協会長 ただいま玉田委員のほうからこの検討に当たって、県あるいは委員の皆様の意見を参考とさせていただきますということでしたので、皆様のほうから何かございましたらお願いします。

事務局長 委員の皆様からご意見をいただく前に、ニジマスの法的な位置づけについて少し説明させていただいてよろしいでしょうか。

ニジマスは先ほど玉田委員が言われたように、北米原産の外来魚ということで、法的には産業管理外来種というものに該当します。どういうものかと言うと、既に産業的に利用されている重要なものですが、活用にあたっては適切な管理が必要な魚種として指定されているものです。ニジマスは、環境省や農林水産省により、ブラウントラウトやレイクトラウトと並んで産業管理外来種に指定をされています。産業管理外来種はオオクチバスのような特定外来種のように、外来生物法に関する放流等の規制はなく、罰則規定もないのですが、やはり侵略性があるということと生態系や水産業へ影響する恐れがあるということで、他の外来生物と同様、まずは入れないことが重要だと言われております。水産庁が策定した指針でも、既に第5種共同漁業権が設定されていたり、既に釣り堀が営業されていたりするなど、適切な管理の下で広く利用されているという実態がある場合は、水産業のみならず地域経済の発展にも繋がるということで、まずは同程度の社会的経済効果が得ら

れるような代わりのもがないか検討してくださいと記載されております。ただ、実際問題そういった代わりのもがない場合は、これ以上分布域を拡大させないよう適切な管理を講じなさいと記載されております。三隅川流域のほうでは現在、ニジマスの利用実態はないということですので、漁協に相談のあった事業者には、まずは指針にある分布域を拡大しないというところを理解いただくことが大事かと思っております。委員の皆様には、国の指針を踏まえた上で、ご意見をいただけたらと思います。

門協会長 それでは、委員の皆様からご意見頂戴したいと思えます。

藤原委員 現に今、県内でニジマスの養殖場ないですね。

二本木委員 はい。聞いたことないですね。

藤原委員 何年か前まではあちこちにありましたよね。

二本木委員 ないですね。

事務局長 ないですね。

二本木委員 実際の規模が分からないですが、ある取引先の担当者が、ニジマスが生息できる水温は20度ぐらいが限度だと話しておられました。もし田んぼの跡地を釣り堀にする計画なのであれば、夏場に水温を20度以下に保つ必要があります。田んぼですから水は水路から引っ張って入れると思いますが、水を溜めると水温は上がるので、その水路の水が真夏でも20度を上回ることがないのか心配です。

玉田委員 そうですね。まだ相談を受けた段階ですけれども、実際にできるものなのか半信半疑ではあります。相談者の今の考えは、山あいの休耕田を切り開いて、そこへ水を引いて釣り堀を作りたいといった気持ちを持っていらっしゃるのですが、これまでに事例がないため、困ったなと思っていました。事務局がおっしゃるように分布域を拡大しないようにすることがやはり得策だということであれば、相談者にお伝えしないといけないと思うのですが、委員の皆様からも何か良いアドバイスがありましたら一緒に合わせてお伝えしたいと思ったのですがいかがでしょうか。

個人の方のようですから、資金的な問題もありますが、今、出ましたようなご意見を参考に、漁協として指導を行っていきたいと思えます。また何か進展していろんな問題が出てきましたら、また皆様にご相談させてもらうことになるかと思えますので、これからもよろしくお願ひします。

門協会長 過去には例えばブラックバスとかブルーギルとかが生態系に大きな影響を与えた事例がございますので、慎重にということをご願ひしたいなと思えます。

玉田委員 貴重なご意見ありがとうございました。

門協会長 そのほかにございませんか。

それでは、その他については終了します。

次回の委員会の開催予定はどうなっていますか。

事務局長 次回ですけども、本年3月下旬の開催を予定しております。議題としては、本日、協議いただいた遊漁規則の変更についての諮問、それから令和6年度の目標増殖量についての協議等を予定しております。

二本木委員 3月下旬って、25日に決まっているのではないのでしょうか。

事務局長 失礼しました。3月25日です。

門協会長 事務局が用意した議事は全て終了しました。

全体を通して委員の皆様から何かございませんか。

高橋委員 1月に能登半島のほうで地震がありました、同じ日本海である島根県では何かその被害とかありましたでしょうか。

事務局長 今のところ特に聞いてはおりません。潮位が少し上がったという話は聞いておりますが、具体的に大きな被害があったということはなかつたと聞いております。

高橋委員 分かりました。

門協会長 そのほかにございませんか。

それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。ありがとうございました。

(15:20 閉会)

県職員及び事務局員として出席した者の職・氏名

農 林 水 産 部	次 長	染川 洋
農 林 水 産 部	水 産 課	課 長 横田 幸男
	主 幹	渡邊 朋英
	主 任	寺谷 俊紀
東部農林水産振興センター	水産部長	為石 起司
	主 任	富田 賢司
西部農林水産振興センター	水産部長	小谷 孝治
	水産課長	高橋 一郎
	主 任	渡邊 至誠
水 産 技 術 セ ン タ ー	内水面浅海部長	内田 浩
島根県内水面漁場管理委員会	事務局長	池田 博之
	書 記	新宅 祐児

令和6年2月26日

議 長 門脇 幹男

議事録署名者 高橋 泰子

議事録署名者 玉田 一